

平成 24 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 岩 崎 智 彦
(Tel. 03-5775-2100)

株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月30日開催の取締役会において、平成24年6月28日に開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり普通株式において株式併合の実施及び単元株式数を変更（以下、「本件」といいます。）することについて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 本件の目的について

平成24年5月15日の「決算短信」で公表いたしました通り、当社の第48期決算につきましては、主に建設事業、不動産事業の事業領域にて業績向上に努めましたが、誠に遺憾ながら赤字状態を解消することはできませんでした。

そうした中、事業セグメントにございます人工島建設事業につきましては、平成24年5月15日に当社が発表いたしました「ロシア人工島建設事業撤退のお知らせ」のプレスリリースにあります通り、当該事業を取り巻く環境が益々厳しくなることが予想されることから、当該事業による将来的な採算の確保は見込まれづらい状況にあると認識し、誠に残念ながら撤退することを決定いたしました。引き続き企業価値向上に向け、既存の建設事業並びに不動産事業とのシナジー効果を重視し、太陽光発電機器のファブレスメーカーとしての事業構築を図っています。

当該事業の推進及び企業価値の向上にあたりましては、まずは当社を取り巻く各ステークホルダーからの信頼を回復することが不可欠であると認識しております一方で、当社の株価が過剰に投機的な水準まで下落した状態が継続していることについても、早急な対応が必要であると認識しております。

ロシア人工島建設事業などの長期にわたる停滞の結果としての業績の低迷、並びに当該事業の推進を目的とした平成20年2月27日付発行の新株予約権の行使に伴う発行済株式数の大幅な増加による株式の希薄化の影響等により、2008年には平均して100円を上回っていた当社の株価は、平成24年1月1日から平成24年5月30日においては最高値が3円、最低値が1円という状況に陥っております。このような株価水準では、1円の株価変動であつても変動率が極めて高くなることに加え、当社株式の単元株式数が10株と株価水準と比して著しく少ないために投資単位（株価に単元株式数を乗じた値）が10円から30円と過剰に低くなっていることから、当社株式は投機対象となりやすい状況にあり、結果として株価が乱高下しやすい状態を招いていると考えています。

このような状況が継続することは、長期的、安定的な株式保有を想定される株主・投資家の皆様にとって、お取引が難しい状況を招くものであると認識しておりますことに加え、事業を推進していくにあたっての重大な制約条件となり得るとして、懸念をしております。

また、全国証券取引所が発表する「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」と題された公表資料にあります通り、現在単元株式数が10株となっている国内上場会

社につきましては、2014年4月1日までに単元株式数を100株又は1,000株に変更することを求められており、最終的には100株に統合することが求められております。現在、当社株式の単元株式数は上述の通り10株であり、遠からず対応が必要な状況であると把握しております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、このたび、当社株式の単元株式数を10株から100株へ変更すること、並びに100株を1株に併合する株式併合を行うことを、6月28日開催予定の当社定時株主総会の議案として付議することを決定いたしました。

株式の併合につきましては、株価が過剰に投機的な水準である状態を改めることにより、(1)株主及び投資家の皆様が長期的、安定的な株式保有を行える状況を整備すると共に、(2)当社として事業の円滑な推進を図り、結果として当社の企業価値を最大化していくことを目的として実施するものです。

併合の比率については、上述した単元株式数の100株への変更を前提に、10株対1株、50株対1株、100株対1株、及び1,000株対1株について検討いたしましたが、10株対1株及び50株対1株の併合では、当社株式の株価及び投資単位（株価に単元株式数を乗じた値）を、上述の(1)及び(2)を達成するために当社が望ましいと考える水準に近づけることができないと考えられ、また一方で、1,000株を1株に併合した場合は、株主及び投資家様へ与える影響が過大となることが想定されたため、最終的には100株を1株とする併合が最適な併合比率であると判断し、当該併合比率にて当社定時株主総会に付議することを決定いたしました。

なお、当該株式併合に併せまして、発行可能株式総数につきましても適正な水準へと減少させることが望ましいと考えており、今後の資本政策も踏まえた上で、発行可能株式総数の変更につきましても、同株主総会において付議させて頂く運びとなりました。

上記株式併合及び単元株式数変更が実現した場合、基準日において10,000株未満の当社株式を有する株主の方は、その保有する株式が端数となることから金銭が交付されることにより株式を失い、又は単元未満株式となることにより議決権を失うなどの影響を受けることとなります。詳しくは後記「Ⅲ. 単元株式数の変更の条件等 2. 株式併合後、単元株変更に基づく当社株主構成の割合について」に記載の通りですが、平成24年3月31日現在の当社株主名簿の状況を前提とした場合、当該影響を受ける株式は発行済株式の1.0%にとどまる一方で、当該影響を受ける株主は総株主数の70.6%に及ぶこととなります。当社の株価が低迷し投資単位が過剰に低くなったことから、このようにごく一部の株式が極端に多くの株主の皆様に分散されて保有されることとなり、結果として数多くの株主の皆様にご迷惑をおかけすることとなることについては大変申し訳なく思っておりますが、単元未満株式については買取制度を設けさせていただくことに加え、現在注力しております事業を推進していくことで、企業価値の向上に尽力して参る所存でございますので、ご協力を頂きますと幸いです。

※ 過去3期の主要な連結経営指標の推移

回次	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (千円)	514,603	382,405	298,199
経常損失 (千円)	1,102,508	626,788	364,528
当期純損失 (千円)	1,747,428	592,009	342,335
包括利益 (千円)	—	△612,132	△342,335
純資産額 (千円)	183,332	842,586	499,746
総資産額 (千円)	1,000,005	1,601,229	1,211,012
1株あたり純資産額 (円)	0.31	0.51	0.30

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

Ⅱ 株式併合の条件等

1. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

100株を1株に併合する

(3) 併合に伴う株式数

併合前の発行済株式総数 1,638,465,997株

併合により減少する株式数 1,622,081,338株

併合後の発行済株式総数 16,384,659株

併合後の発行可能株式総数 65,538,636株 (1,909,000,000株から変更)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法第235条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

2. 併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成24年3月31日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、平成24年3月31日現在の当社株主構成では、当該総株主数18,146名のうち、100株未満の株式のみ所有の株主様4,063名（その所有株式数の合計は108,454株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、上記「1. 株式併合の内容 (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理について」にあります通り、1株に満たない株主様につきましては、端数の割合に応じて分配をさせていただきます。

(平成24年3月31日現在の当社株主名簿の状況を前提とした株主構成の割合)

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
100株未満	4,063名 (22.391%)	108,454株 (0.007%)
100株以上	14,083名 (77.609%)	1,638,357,543株 (99.993%)

※ 割合計算は、小数点第四位を四捨五入しております。

3. 株式併合及び発行可能株式総数の変更の条件

平成24年6月28日開催予定の当社第48回定時株主総会において本株式併合に関する議案及び定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合の方法

平成24年7月17日をもって、平成24年7月16日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に普通株式100株につき1株の割合をもって併合します。ただし、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき、一括して売却処分とし、その売却代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配します。

Ⅲ. 単元株式数の変更の条件等

1. 単元株式数の変更の内容

単元株式数を10株から100株に変更する

2. 株式併合後、単元株式数の変更に基づく当社株主構成の割合について

(平成24年3月31日現在の当社株主名簿の状況を前提とした株主構成の割合)

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10,000株未満 (100株併合及び単元株式数変更後、 単元未満株式のみ有する株主様)	12,810名 (70.594%)	16,277,497株 (0.993%)

10,000株以上 (100株併合及び単元株式変更後、1 単元株式以上を有する株主様)	5,336名 (29.406%)	1,622,188,500株 (99.007%)
---	------------------	-----------------------------

※割合計算は、小数点第四位を四捨五入しております。

3. 単元未満株式を有する株主様の権利について

単元未満株式を有する株主様につきましては、株主総会における議決権及び証券取引市場を通じた売買が制限されることとなります。なお、引き続き証券取引市場外における売買につきましては制限はなされず、また、会社法192条の定めにより、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。

また、当社が導入（平成24年6月28日開催予定の当社第48回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決された後に効力発生）を予定しております当社株式の買い増し制度により単元株主となる方法もございますので、本日、別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。株式の買い増し制度は、単元未満株式を所有する株主様からの請求に基づき、当社が保有する自己株式のうちから、対象となる単元未満株式が単元株式となるに足りるだけの株式を売り渡す制度を言います。

なお、請求をいただいた時点で、当社において十分な自己株式の保有が無い場合は、当該請求に応じることは出来ませんのでご了承ください。平成24年5月30日時点における当社の保有自己株式数は340株（本件株式併合後においては3株相当）であり、また、分配可能額の制限から、会社法156条に基づく自己株式の取得を行う予定もありません。なお、上記単元未満株式の買取制度は分配可能額の範囲外で行うことができますので、同制度に基づき単元未満株式の買取りを行った場合は、その範囲で買い増しの請求に応じさせていただきますこととなります。

IV. 株式の併合及び単元株式数の変更の日程（予定）

平成24年5月30日（水曜日） 取締役会決議日
平成24年6月28日（木曜日） 定時株主総会決議日（予定）
平成24年6月29日（金曜日） 株式併合公告日（電子公告）（予定）
平成24年7月16日（月曜日） 株式併合基準日（予定）
平成24年7月17日（火曜日） 株式併合の効力発生日（予定）
平成24年7月17日（火曜日） 単元株式数の変更の効力発生日（予定）

【ご参考】

株式会社大阪証券取引所の定めにより、当社株式の売買単位は、株式併合の効力発生日の3営業日前の日（平成24年7月11日（水曜日））以降、株式併合の効力発生後の単元株式数（100株）に変更される予定です。

平成24年7月10日（火曜日） 現在の単元株式数（10株）での売買の最終日です。

平成24年7月11日（水曜日） 当社株式の売買単位が10株から100株に変更されます。
（株価に株式併合の効果が反映される見込みです。）

平成24年7月17日（火曜日） 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

V. 株式併合及び単元株式数の変更を行なった場合の株主様に対する当社の見解

今回の株式併合により、保有株式数が100株未満の株主様においては、その保有機会を失うこととなりますこと、また、株式併合及び単元株式数の変更後におきまして単元未満株式のみの保有となる株主様においては、証券取引市場を通じた株式のお取引が制限され、加えて株主総会におきまして結果的に議決権を失ってしまうことにつき、重ねてお詫び申し上げます。

株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしますが、「I 本件の目的について」に記載いたしました通り、当社株式について長期的かつ安定的な保有を行える状況を整備し、

また、事業の円滑な推進を図るためには、当該株式併合及び単元株式数の変更が必要であると判断しております。また、単元未満株主様につきましては、「Ⅲ. 単元株式数の変更の条件等 3. 単元未満株式を有する株主様の権利について」に記載いたしました通り、当社への単元未満株式の買取り請求権並びに当社株式の買い増し請求権がございますので、各株主様におきまして当該制度の利用につきまして、必要に応じてご検討を頂ければと存じ上げます。

なお、本件株式併合及び単元株式数の変更により非常に多くの株主の皆様が影響を受けることとなりますが、本件につきましては上述の通り、株主及び投資家の皆様が長期的、安定的な株式保有を行える状況を整備し、また、本件によって権利の制限をされることとなる株式は発行済株式総数の1.0%にとどまることに加え、本件により株式保有ないし議決権行使に係る権利の全部又は一部を喪失してしまう株主様につきましては、「Ⅱ株式併合の条件等 1. 株式併合の内容 (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理について」及び「Ⅲ. 単元株式数の変更の条件等 3. 単元未満株式を有する株主様の権利について」に記載した通りの救済措置がございますことから、当社取締役会といたしましては、必要性及び相当性の観点から、本件株式併合及び単元株式数の変更については、株主利益を不当に侵害するものではないと考えております。また証券取引所に独立役員として届出をしている社外取締役及び社外監査役2名を含む監査役3名全員が、本件について同様に株主利益を不当に侵害するものではない旨の意見を述べております。

以上の通り、当社取締役会といたしましては株式併合及び単元株式数の変更を行うことを決定いたしました次第であります。最終的には6月28日開催予定の当社定時株主総会における株主様のご判断に委ねることとなります。株主の皆様におかれましては、本件内容並びに趣旨につきまして十分にご理解を頂き、ご協力を頂きますと幸いです。

以 上